

井川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 井川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付する。

(目的)

第2条 この補助金は、発電システム設置者に対してその経費の一部を補助することにより、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、町民の環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電システム 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系する太陽光発電システムで10kw未満の未使用のものをいう。
- (2) 電力受給契約 東北電力株式会社と太陽光発電設備の電力受給及び低圧系統連系に関する契約をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、町内に住所を有し、かつ自ら居住する住宅に発電システムを設置しようとする者とする。ただし、増設の場合は既設部分を含め、発電システムが10kw未満であることとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、発電システムの設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はk

wとし、小数点以下第3位を四捨五入、出力5kwを超えるシステムにあつては、5kwとして計算)に2万円を乗じた額(千円未満の端数がある場合は切捨て)とするものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、発電システムに係る設置工事着手前に、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 発電システム設置に係る経費内訳書
- (3) 発電システムを設置しようとする住宅の位置図
- (4) 工事着手前の写真
- (5) その他参考となる書類

(交付の決定)

第8条 町長は、交付の申請があつた場合は、速やかに審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知しなければならない。

(工事着工届の提出)

第9条 前条により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に工事を着工し、住宅用太陽光発電システム設置工事着工届(様式第3号)を着工後10日以内に町長に提出しなければならない。

2 当該期間内に提出がなかつたときは、当該交付の申請を取下げたものとみなす。

(計画変更の承認)

第10条 交付決定者は、交付申請書に記載された内容を変更する場合又は発電システムの設置を中止しようとする場合は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認申請

書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。また、工事の着工が交付決定を受けた日から60日を越える見込みの場合は、事前に計画変更の承認を受けなければならない。

（交付決定の変更の通知及び計画変更の承認の通知）

第11条 町長は、計画変更の承認の申請があった場合は、速やかに審査し適当と認めるときは、補助金額に変更が生じた場合は交付すべき補助金の額を決定し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）、補助金額に変更が生じない場合は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認通知書（様式第6号）により補助対象者に通知しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内に、住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- （1） 発電システム設置に係る経費内訳書
- （2） 発電システム設置に係る領収書の写し
- （3） 電力受給契約書の写し
- （4） 太陽光モジュールの割付図
- （5） 太陽光モジュールの設置状態を示す写真

（補助金の確定）

第13条 町長は、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、町長に対し住宅用太陽光発電システム設置費補助金請求書により補助金の請求を行うものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であることを確認した後、補助金を交付する。

(処分の制限)

第15条 補助対象者は、対象発電システムの法定耐用年数（15年間）の期間内において、当該発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム設置費補助金処分承認申請書（様式第9号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができ、既に補助金が支払われているときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還請求書（様式第10号）に取消し理由を記載し、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(1) 補助対象者が、法令、この要綱等に基づく指示に違反した場合

(2) 補助対象者が、補助事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(協力)

第17条 町長は、この要綱により補助を受けて発電システムを設置した者に対し、必要に応じて地球温暖化防止に関する啓発事業への協力、売電量及び買電量のデータの提供その他協力を求めることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。